

長岡京市立長岡第二中学校部活動方針

令和5年4月1日

1 はじめに

部活動の適正化を図り、より一層充実・発展することを目的として、「京都府部活動指導指針」並びに「長岡京市部活動方針」を踏まえ、部活動指導の基本的な事項や留意点をまとめた「長岡京市立長岡第二中学校部活動方針」を策定し、この方針に従い部活動を進めていくこととする。

2 部活動のねらい

- ア 生徒の資質・能力や個性を伸ばし、心身の調和のとれた発達を図り、豊かな人格形成の場とする。
- イ 生徒の興味・関心を元に、自ら考え行動できる集団としての力量を高める。
- ウ スポーツや文化の担い手としての基礎的な知識や技能を高める。

3 練習時間・休養日の設定

ア 練習時間

- 部活動の練習時間について、平日は2時間程度（朝練習を含む）、土・日曜日及び祝日は3時間程度とする。
- 長期休業中の部活動の練習時間については、土・日曜日及び祝日に準ずる。
※ 準備、片付け、ミーティング等は、練習時間に含めないが、あまり長時間にならないようにする。

イ 休養日

- 週当たり土・日曜日を含む2日以上休養日を設定する。
- 大会及び発表会等への参加などで土・日曜日の両日とも活動した場合は、他の曜日で週2日間の休養日を設定する。

ウ その他

- 練習時間・休養日の設定については、生徒の心身の状態を踏まえ、種目特性や練習内容、大会や発表会等の予定を考慮しながら設定する。
- 長期休業中の休養日については、学期中に準ずる。
- 大会及び発表会等への参加については、開催要項に従う。
- 練習試合等の時間設定については、練習時間の設定に準ずる。ただし、活動場所への移動時間は含めない。活動場所が遠方で移動時間が特に長い場合については、校長の許可を得る。
- 協会、連盟等が主催する選抜チーム等の練習等については、保護者の了解のもと、個人参加とし、学校の部活動の練習時間には含めない。
- 本校に設置されていない部活動について、大会引率等を保護者等から要請された場合は、勤務に支障がないと校長が判断した場合に限り認める。
- その他、特別な事情がある場合については、校長が総合的に判断する。

4 部活動方針及び活動計画（年間・月間）の作成

- 各部活動で本指針における部活動のねらいを踏まえ、活動方針及び年間・月間の活動計画を作成する。
- 活動方針及び活動計画は、必ず校長による事前の承認を受ける。

5 家庭等との連携

- 各部活動における指導方針及び活動計画は、必ず保護者に周知する。
- 各部活動で部活動の運営や指導について保護者との連携を深めるため、保護者会の実施等の工夫を行う。